

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和8年2月5日	沼垂運輸株式会社(法人番号9110001004534) 代表者星山洋一	新潟県新潟市東区下木戸600番地8	本社営業所	新潟県新潟市東区下木戸600番地8	輸送施設の使用停止(200日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項及び同条第4項	令和7年8月1日、酒気帯び運転を行ったことを端緒として監査実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)酒酔い・酒気帯び運行の業務(安全規則第3条第5項)、(3)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(安全規則第7条第2項)、(5)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)	20	20
一般貨物	令和8年2月12日	瀧の川運輸株式会社(法人番号1220001015387) 代表者瀧川嘉明	石川県七尾市万行2丁目173番地	本社営業所	石川県七尾市万行2丁目173番地	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項及び同条第4項	令和7年9月9日、公安委員会からの通知を端緒として監査実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
貨物軽	令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	大平郵便局営業所	新潟県上越市大島区大平3855-1	輸送施設の使用停止(25日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	佐和田郵便局営業所	新潟県佐渡市中原315-1	輸送施設の使用停止(99日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月14日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	守門郵便局営業所	新潟県魚沼市須原541	輸送施設の使用停止(87日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録等がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月29日及び同年12月22日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)運転者に対する指導監督記録の不実記載(安全規則第10条第1項)		
貨物軽	令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	高遠郵便局営業所	長野県伊那市高遠町西高遠1648-イ	輸送施設の使用停止(25日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	宮田郵便局営業所	長野県上伊那郡宮田村110-1	輸送施設の使用停止(24日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和8年2月4日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	富山南郵便局営業所	富山県富山市堀川町257-2	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。